

平成23年の不正薬物等に係る摘発状況について

—— 押収量は約22キログラムと前年に比べ大幅に増加 ——

平成23年の名古屋税関管内の空港や港湾等において摘発された不正薬物等の実績をまとめましたのでお知らせします。

1. 不正薬物

主な不正薬物^{*注1}の摘発件数は23件。覚醒剤・大麻等の押収量^{*注2}は約22,372グラム。向精神薬等の錠剤型薬物の押収量^{*注3}は3,534錠。

覚醒剤については、摘発件数は9件(対前年比90%)と昨年をわずかに下回ったが、押収量は、約12,914グラム(同138%)と、前年を上回った。

大麻については、摘発件数は5件と、前年並であったが、押収量は約5,223グラム(同522倍)と大幅に増加した。

また、あへん1件、約4,143グラムを摘発した。

一方、麻薬については、平成22年の実績のほとんどを占めたコカインの摘発実績がなかったため、摘発件数、押収数量共に、前年を下回ったが、ヘロインを2件、約93グラム摘発している。

*注1: 主な不正薬物とは、覚醒剤、大麻、あへん、麻薬、向精神薬を指す。

*注2: 覚醒剤・大麻等の押収量とは、重量で計上する覚醒剤、大麻、あへん、麻薬の合計重量を指す。

*注3: 向精神薬等の錠剤型薬物の押収量とは、錠数で計上する麻薬、向精神薬の錠剤型薬物の合計数量を指す。

2. 銃砲等

銃砲等については、ここ2年摘発実績はなかったが、3年ぶりに、拳銃の部品である銃身1件、1点を摘発した。

3. その他

不正薬物以外のもので、主な関税法違反事件は以下のとおり。

- ◆商標権を侵害する履物1,931点(未遂分)と131点(既遂分)の密輸入事犯を告発(6月)
- ◆商標権を侵害するバッグ、ネックレス、ブレスレット合計131点の密輸入事犯を告発(10月)

主 な 摘 発 事 例 (概 要)

■ 覚 醒 剤 事 犯

【事例 1】

平成 23 年 10 月、中部空港税関支署は、ブリュッセルから中部国際空港に入国したオランダ人男性旅客の検査において、携帯していたスーツケースを二重工作して隠匿していた、

覚 醒 剤 1,990.21 グラム
を 発 見、摘 発 した。

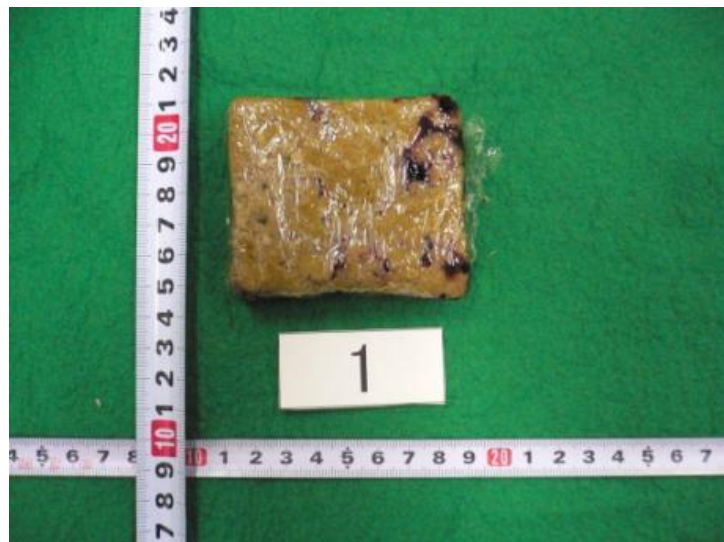


■ 大麻事犯

【事例 2】

平成 23 年 5 月、中部外郵出張所は、アメリカから到着した国際航空小包郵便物の輸入検査において、

大麻成分含有菓子 1,022.758 グラム
を発見、摘発した。



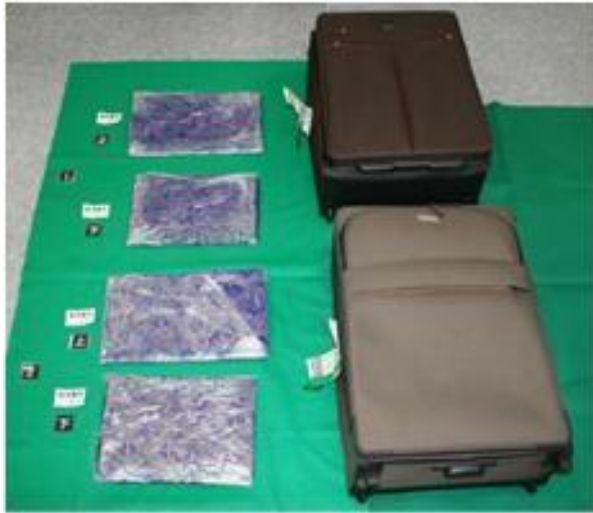
大麻成分を含有するブラウニー

あへん事犯

【事例3】

平成23年6月、中部空港税関支署は、ラトビアから中部国際空港に入国したリトアニア人男性旅客の検査において、携帯していたスーツケースを二重工作して隠匿していた、

あへん 4,143.25 グラム
を発見、摘発した。



拳銃事犯

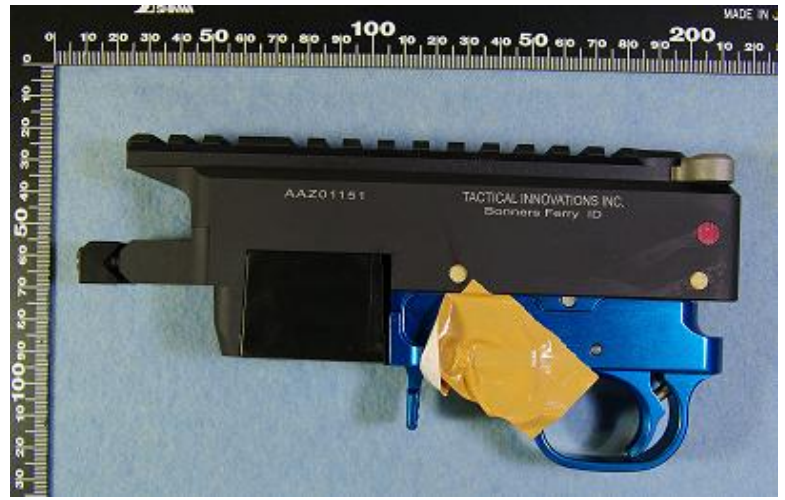
【事例4】

平成23年12月、中部外郵出張所は、アメリカから到着した国際航空小包郵便物の輸入検査において、

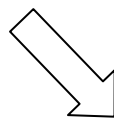
拳銃部品である銃身1点を発見、摘発した。



中部外郵出張所において摘発された銃身と銃台



居宅から押収された銃機関部体



組み立てたもの

■ その他

【事例5】

平成23年6月、名古屋税関は、マレーシアから到着した貨物からクロクスインの商標権を侵害する

履物（サンダル）1,931点を密輸入しようとした法人等を告発した。



名古屋税関における主な不正薬物等の摘発実績

種類	年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	前年比(%)
覚醒剤	件	8	6	7	10	9	90%
	g	11,318	11,393	7,648	9,357	12,914	138%
大麻	件	21	14	3	5	5	100%
	g	55,861	10,083	258	10	5,223	522倍
大麻草	件	17	13	3	4	4	100%
	g	26,389	10,082	258	4	1,019	255倍
大麻樹脂	件	4	1	-	1	1	100%
	g	29,472	1	-	6	4,204	701倍
あへん	件	-	-	-	-	1	全増
	g	-	-	-	-	4,143	全増
麻薬	件	5	5	5	6	3	50%
	g	10	711	3,374	4,443	93	2%
	錠	17,488	1,473	6,745	999	779	78%
ヘロイン	件	-	-	-	-	2	全増
	g	-	-	-	-	93	全増
コカイン	件	2	2	4	4	-	全減
	g	10	708	3,374	4,443	-	全減
MDMA等	件	2	1	1	-	-	-
	g	-	-	-	-	-	-
	錠	15,691	1,464	6,745	-	-	-
ケタミン	件	-	-	-	-	-	-
	g	-	-	-	-	-	-
メチロン	件	-	-	-	-	-	-
	g	-	-	-	-	-	-
	錠	-	-	-	-	-	-
その他の麻薬	件	1	2	-	2	1	50%
	g	-	3	-	-	-	-
	錠	1,797	9	-	999	779	78%
向精神薬	件	2	2	8	6	5	83%
	g	-	-	-	-	-	-
	錠	740	1,666	4,890	1,858	2,755	148%
合計	件	36	27	23	27	23	85%
	g	67,189	22,187	11,281	13,810	22,372	162%
	錠	18,228	3,139	11,635	2,857	3,534	124%
銃砲	件	-	-	-	-	-	-
	丁	-	-	-	-	-	-
拳銃部品	件	1	1	-	-	1	全増
	点	1	2	-	-	1	全増

- (注) 1.税関が摘発した密輸事件に係る押収量の他、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものに係る押収量を含む。
2.覚醒剤は、覚醒剤及び覚醒剤原料の合計数量を示す。
3.MDMA等は、MDMA及びMDA等の合成麻薬の合計数量を示す。
4.ケタミンは、平成18年3月に麻薬及び向精神薬取締法に基づく「麻薬」に指定され、平成19年1月1日より施行。
5.メチロンは、平成19年1月に麻薬及び向精神薬取締法に基づく「麻薬」に指定され、同年2月3日より施行。
6.端数処理のため数値が合わないことがある。
7.数量の表記について、「0」とは0.5g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。
8.平成23年の数値は速報値である。